

議案第 34 号

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市消防団の設置等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 223 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後			改正前		
(服務規律) 第 10 条 略 2 招集を受けない場合であっても <u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u> の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。 (報酬) 第 15 条 団員には、次の報酬を支給する。			(服務規律) 第 10 条 略 2 招集を受けない場合であっても <u>水火災その他の災害</u> の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。 (報酬及び費用弁償) 第 15 条 団員には、次の報酬を支給する。		
区分	支給区分	金額	区分	支給区分	金額
団長	年額	86,000 円	団長	年額	86,000 円
副団長	年額	69,000 円	副団長	年額	<u>65,000 円</u>
分団長	年額	50,500 円	分団長	年額	<u>48,000 円</u>
副分団長	年額	<u>45,500 円</u>	副分団長	年額	<u>42,000 円</u>
部長	年額	<u>37,000 円</u>	部長	年額	<u>36,000 円</u>
班長	年額	<u>37,000 円</u>	班長	年額	<u>31,000 円</u>
団員	年額	<u>36,500 円</u>	団員	年額	<u>30,000 円</u>
2・3 略 第 16 条 団員が <u>災害、捜索、警戒、訓練等の職務</u> に従事する場合には、次により <u>出勤報酬</u> を支給する。			2・3 略 第 16 条 団員が <u>水火災、警戒、訓練等の職務</u> に従事する場合には、次により <u>費用弁償</u> を支給する。 (1) <u>水火災の場合 1 回につき 2,600 円</u> <u>警戒の場合 1 回につき 2,000 円</u> <u>訓練の場合 1 回につき 2,000 円</u> <u>火災予防の場合 1 回につき 2,000 円</u> (2) <u>機関員の職務に従事する者 年額 5,000 円</u>		
区分	支給区分	金額	区分	支給区分	金額
災害及び捜索(4 時間未満)	1 回	3,000 円			
災害及び捜索(4 時間以上 7 時間 45 分未満)	1 回	5,000 円			
災害及び捜索(7 時間 45 分以上)	1 回	8,000 円			
警戒、火災予防、訓練、研修等	1 回	2,000 円			
機関員の職務に従事する者	年額	5,000 円			

2 前項の出動報酬は、半年ごとに支給する。ただし、機関員の職務に従事する者の出動報酬については、前条第2項の規定を準用する。

(費用弁償)

第17条 団員が公務のため旅行した場合は、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号)の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額を支給する。

(委任)

第18条 略

2 前項第1号の場合においては半年ごとに支給し、第2号の場合は前条第2項の規定を準用する。

3 団員が公務のため旅行した場合は、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号)の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額を支給する。

(委任)

第17条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。